

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 92 条）	景観整備機構の指定	景観政策課

1 審査基準は、次のとおりとする。

景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 92 条の規定に基づく景観整備機構の指定に関し、同条第 1 項の規定に基づき、法第 93 条各号に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる場合の審査基準については、次のとおりとする。

(1) 法第 93 条に規定する機構の業務

ア 機構の業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎等を備えていること。

(ア) 申請があった年度の事業計画書及び資金計画書において事業資金の主要な部分を借入金に依存していないこと又は借入金に依存している場合であっても、合理的な資金計画で継続的な事業実施が可能であること。

(イ) 会費等による経常的な収入が確保されていること。

(ウ) その他適切な経理運営が確保されていること。

イ 機構の業務を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力、体制等を備えていること。

(ア) 事業実施に関し、責任者及び主たる担当者が明確にされていること。

(イ) 担当者の事業実施状況について、責任者が定期的に管理監督を行うことができる体制となっていること。

(ウ) 過去に法第 95 条第 3 項の規定による指定を取り消された者（他の景観行政団体による指定の取消しを含む。）にあっては、その処分があった日から 2 年以上経過していること。

(2) 法第 93 条第 1 号に規定する業務

次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 派遣等を行う分野の学識経験者（大学博士課程修了者又は大学職員で大学助教以上の職にある者をいう。）が 1 名以上団体に所属するか、雇用関係にあること。

イ 派遣等を行う分野の実務経験を 10 年以上有する者が 1 名以上団体に所属するか、雇用関係にあること。

ウ ア又はイに掲げる者と申請者との間に、申請者が当該事業を行う際、申請者を支援することについての契約、協定等が締結されていること。

(3) 法第 93 条第 2 号に規定する業務のうち、景観重要建造物の管理に関する業務

次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 建築士法に定める建築士が1名以上団体に所属するか、雇用関係にあること。

イ アに掲げる者と申請者との間に、申請者が当該事業を行う際、申請者を支援することについての契約、協定等が締結されていること。

(4) 法第93条第2号に規定する業務のうち、景観重要樹木の管理に関する業務次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 造園業等、樹木の管理に関し、実務経験を10年以上有する者が1名以上団体に所属するか、雇用関係にあること。

イ アに掲げる者と申請者との間に、申請者が当該事業を行う際、申請者を支援することについての契約、協定等が存在すること。

(5) 法第93条第3号及び第4号に規定する業務第3号に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

(6) 法第93条第6号及び第7号に規定する業務第3号から第5号までのいずれかの要件を満たすこと。

(7) 関係法令の規定に基づき適切に事業を行っていること。

ア 申請者が一般社団法人である場合次の要件をいずれも満たすこと。

(ア) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第36条に基づき、定時社員総会が前事業年度において開催されていること。

(イ) 一般法人法第2章第3節第2款の規定に基づき、社員総会以外の機関の設置が必要な場合、これが設置されていること。

(ウ) 一般法人法第128条の規定に基づき、直近事業年度において貸借対照表等の公告がされていること。

イ 申請者が一般財団法人である場合次の要件をいずれも満たすこと。

(ア) 一般法人法第3章第2節第1款の規定に基づき、必要な機関が設置されていること。

(イ) 一般法人法第179条に基づき、定時評議員会が前事業年度において開催されていること。

(ウ) 一般法人法第199条で準用する同法第128条の規定に基づき、直近事業年度において貸借対照表等の公告がされていること。

ウ 申請者が特定非営利活動法人である場合次の要件をいずれも満たすこと。

(ア) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第14条の2の規定に基づき、毎年一回、通常社員総会が開催されていること。

(イ) 特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき、毎事業年度一回、事

業報告書等、役員名簿等及び定款等が所轄庁に提出されていること。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。